

教職員必携

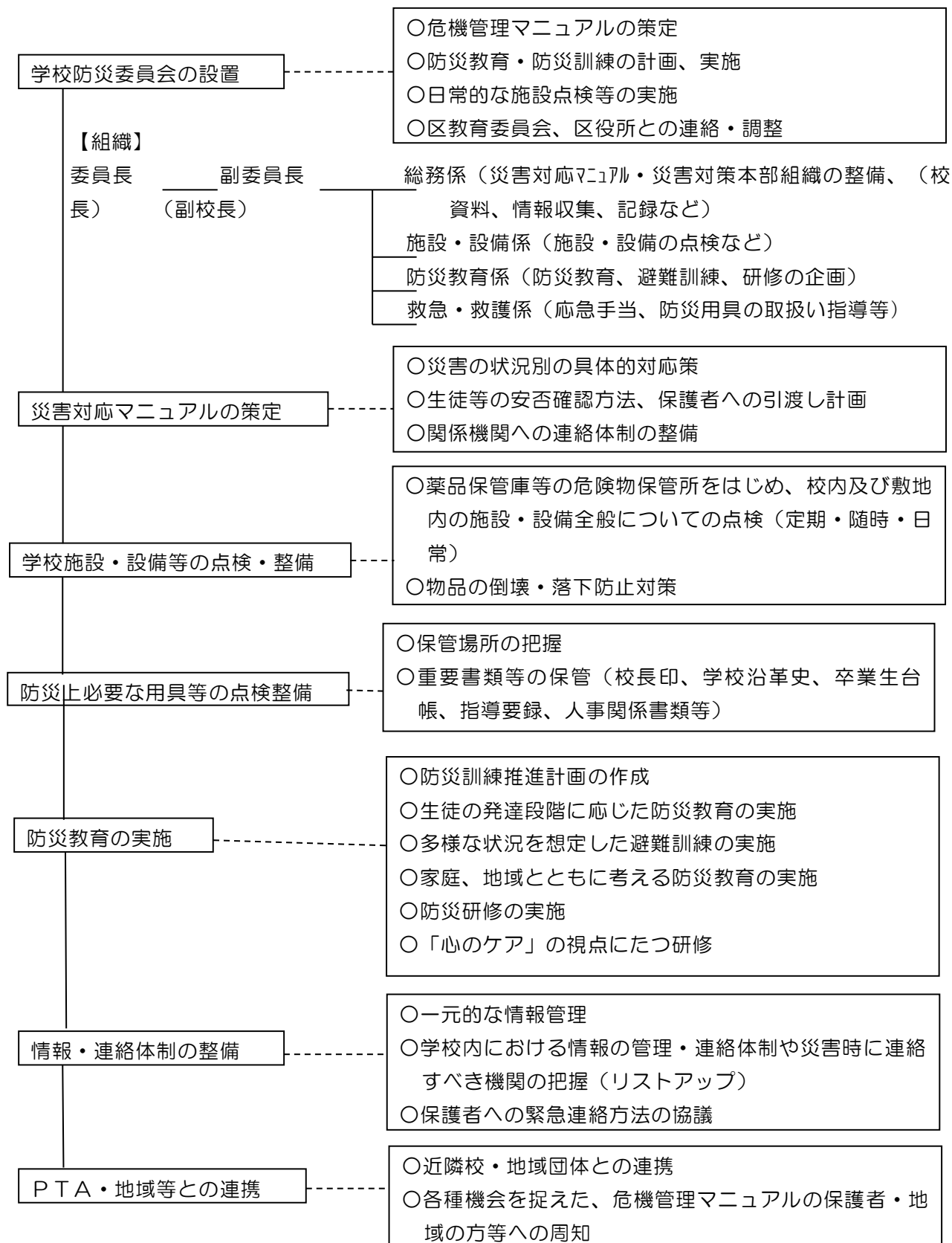
江戸川区立二之江中学校

危機管理マニュアル

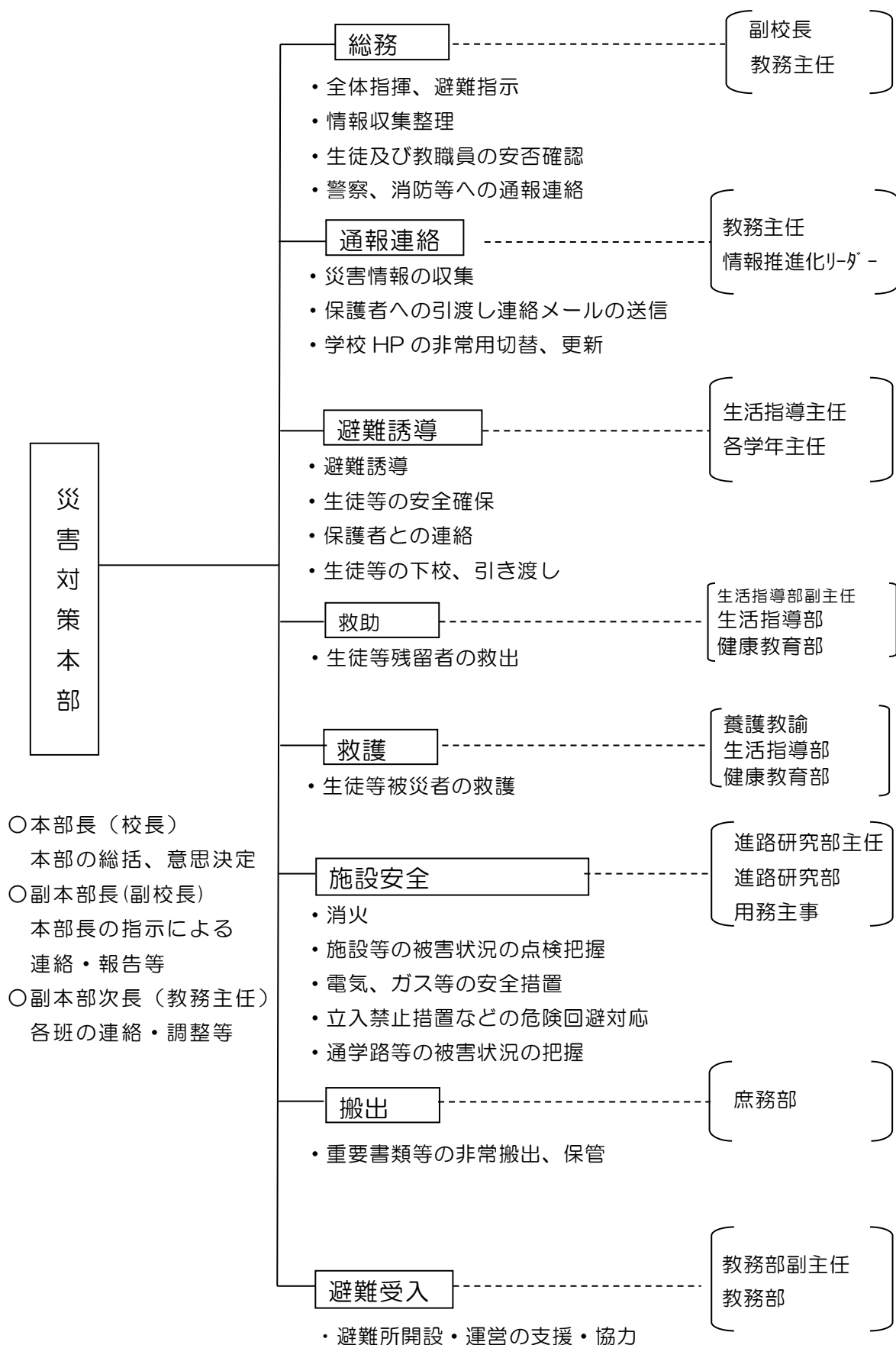
令和8年4月一部改訂

A 地震対応

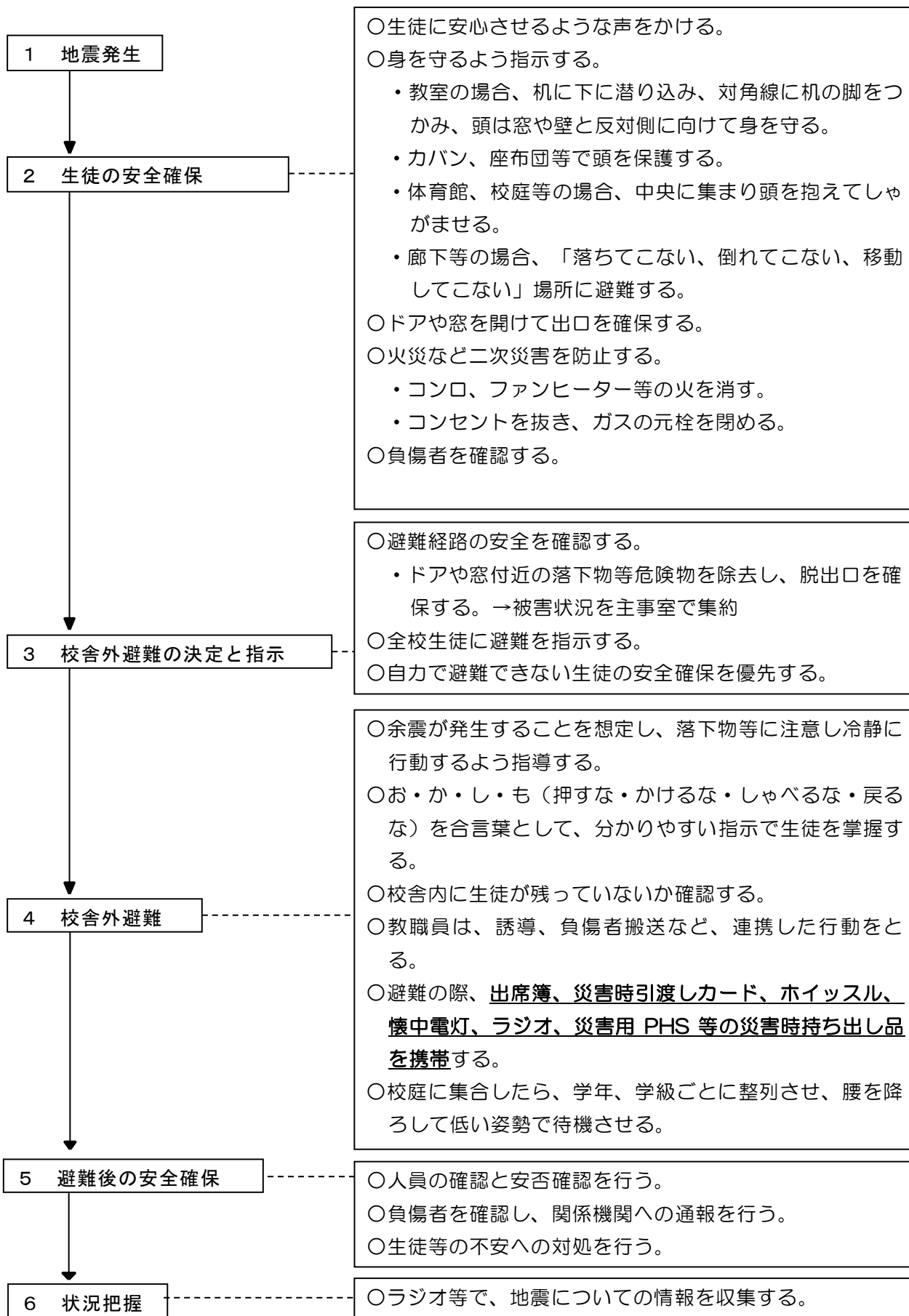
(1) 日常的な学校防災活動



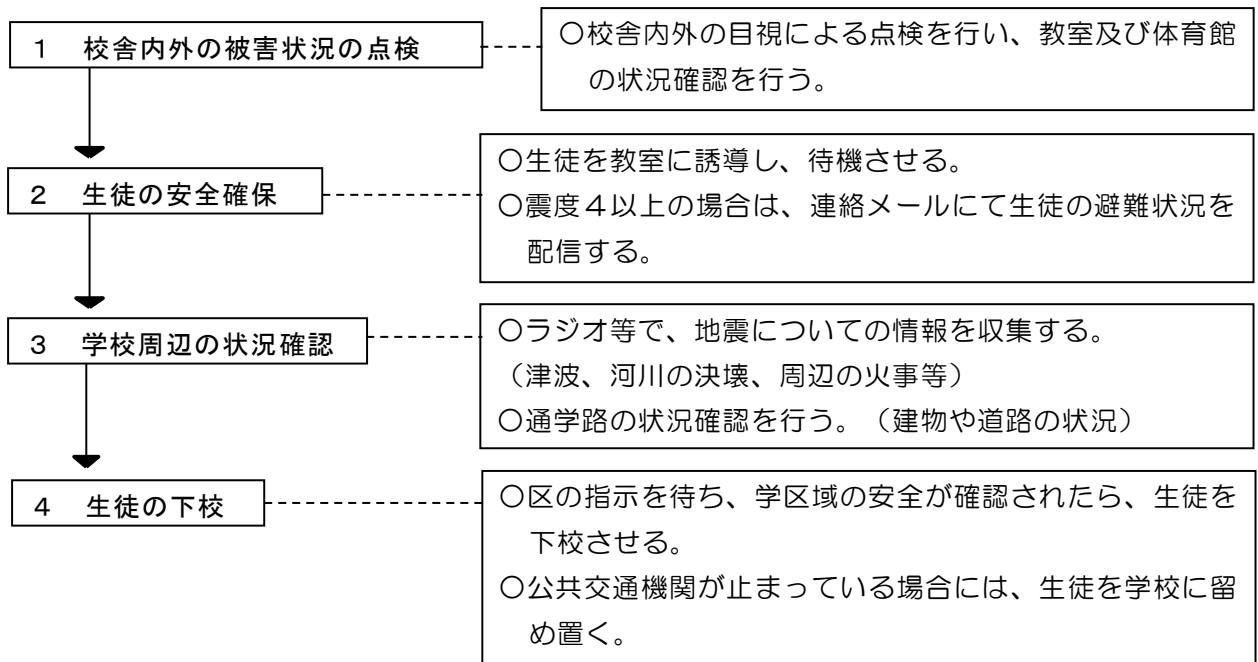
(2) 学校災害対策本部組織



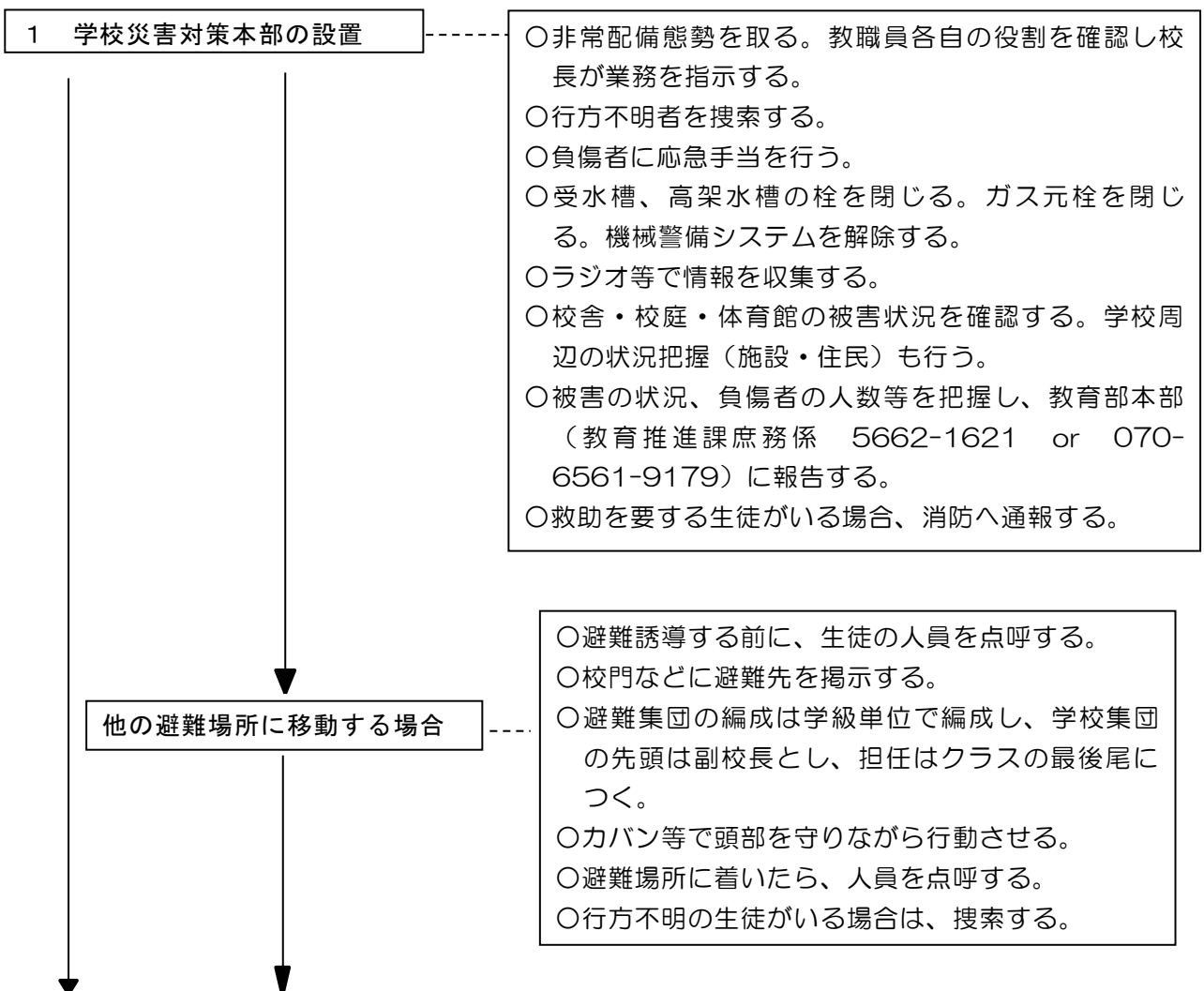
(3) 教職員在校時に発災した場合の対応

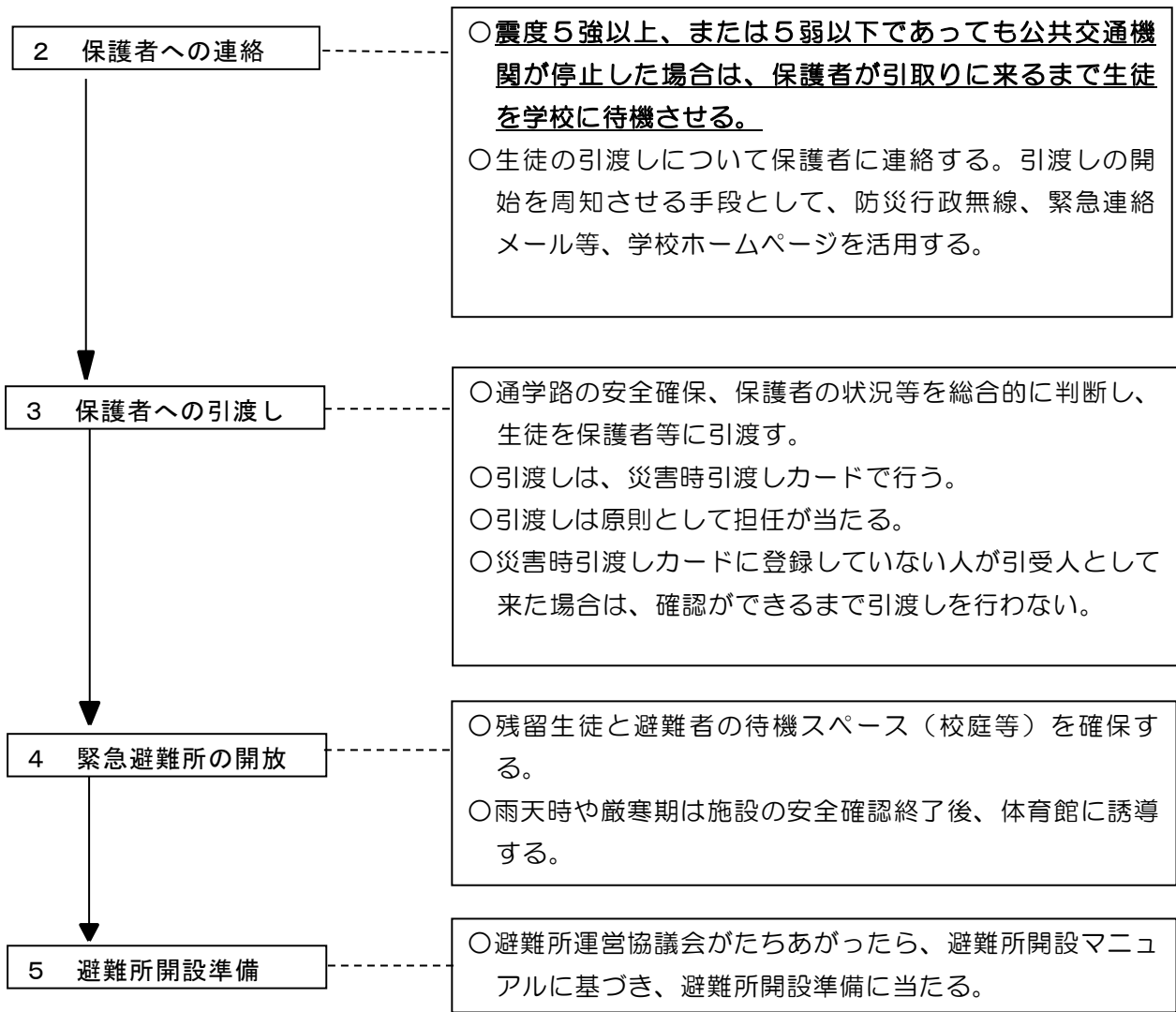


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

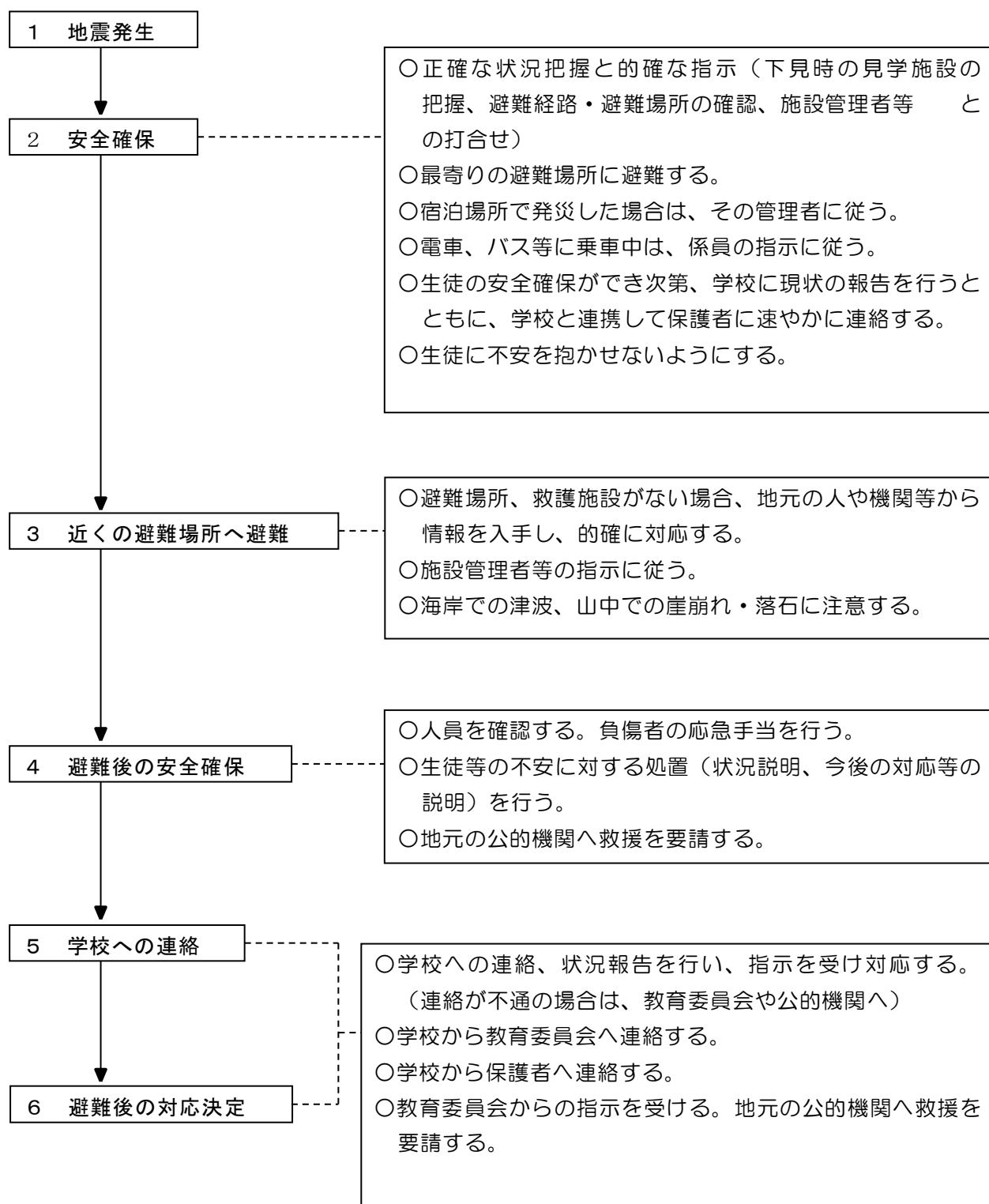


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

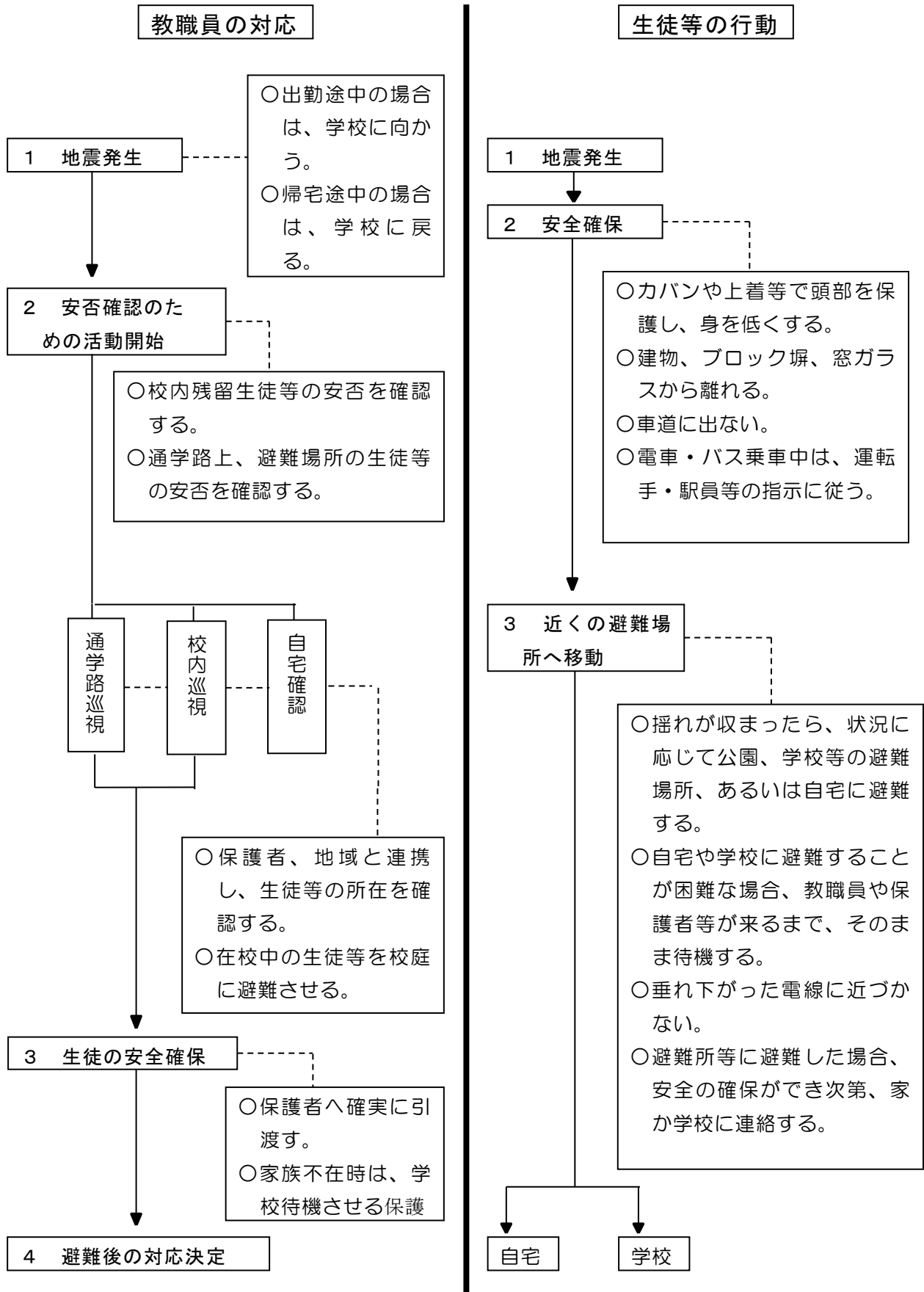




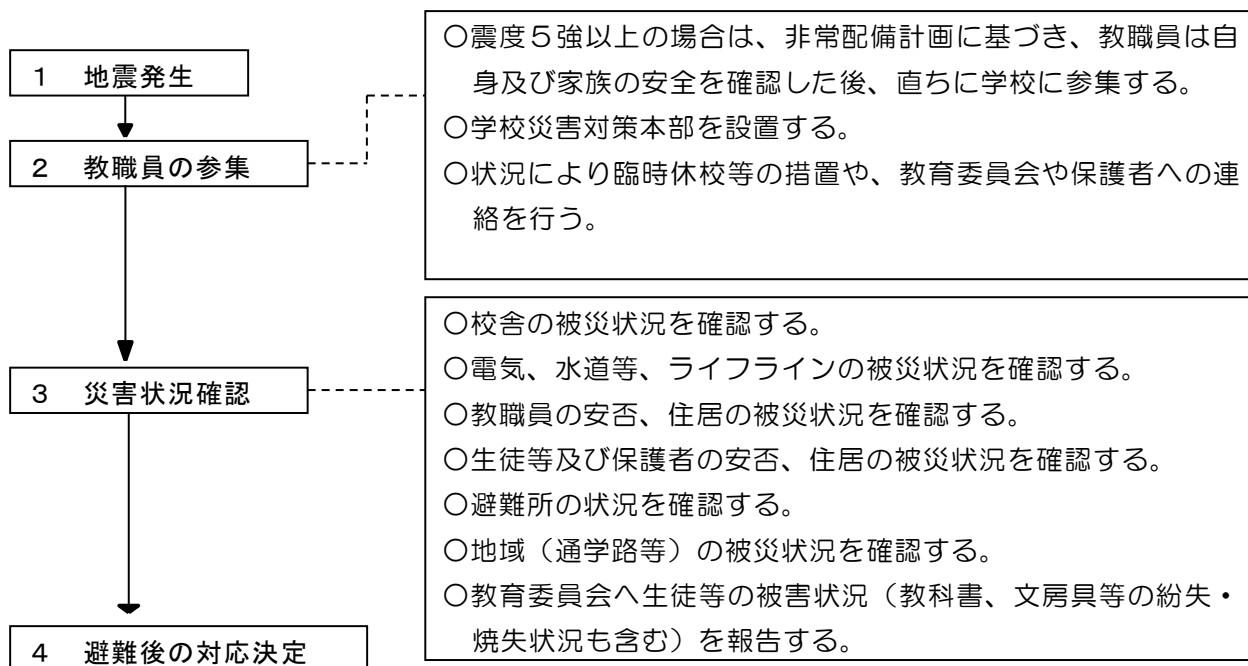
(4) 校外活動中に発災した場合の対応



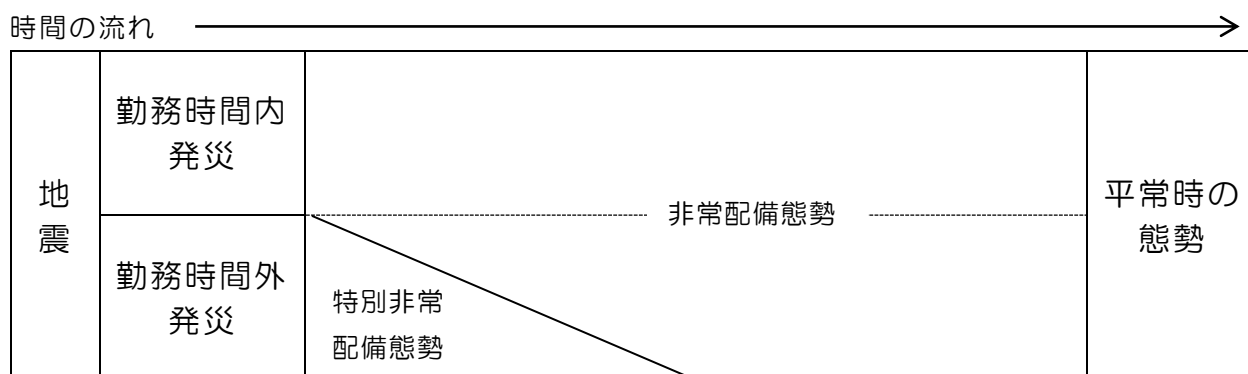
(5) 登下校時に発災した場合の対応



(6) 教職員在校時外の対応



(7) 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢（勤務時間内） … 通常業務を縮小（停止）し、応急業務体制に移行

[1] 生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ① 在校する生徒の安全確保
- ② 外出している生徒の安全確保
- ③ 教職員の安全確保
- ④ 保護者への引渡し連絡

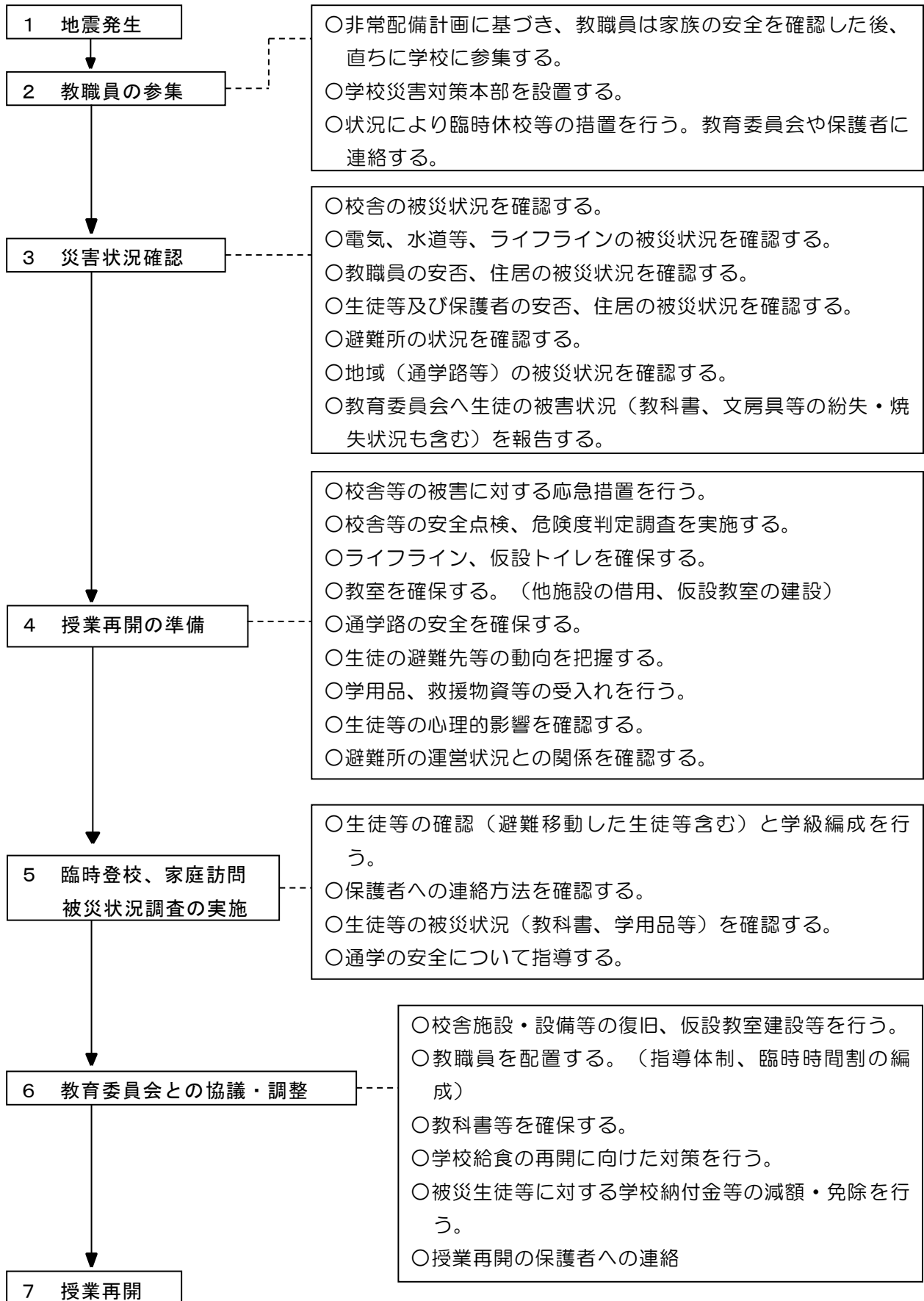
[2] 被害状況の確認

- ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ② 建物および施設周辺の状況確認
- ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(8)授業再開に向けた対応マニュアル



(9) 警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童・生徒は校内で保護する。

(2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
 - ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(10) 主要連絡先一覽

① 公的機關

区教委教育指導課	5662-1634
葛西警察署	3687-0110
葛西消防署	3689-0119
船堀消防出張所	3688-0119

② 医療機関

京葉病院	3654-8211
東京臨海病院	5605-8811

③ 学区内避難所

一次避難所	一之江第二小学校	3654-9831
一次滞在施設	都立葛西工科高校	3653-4111
地域拠点	葛西事務所	3688-0431
食品等集積地	葛西区民館	3688-0435
緊急医療救護所	葛西健康サポートセンター	3688-0154

◎ 留意事項

0. 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導しているとき）…教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。（待たせない）

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、確認票に不在生徒の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」
*「欠席」とは、その時点での不在生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）…生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2. 避難中

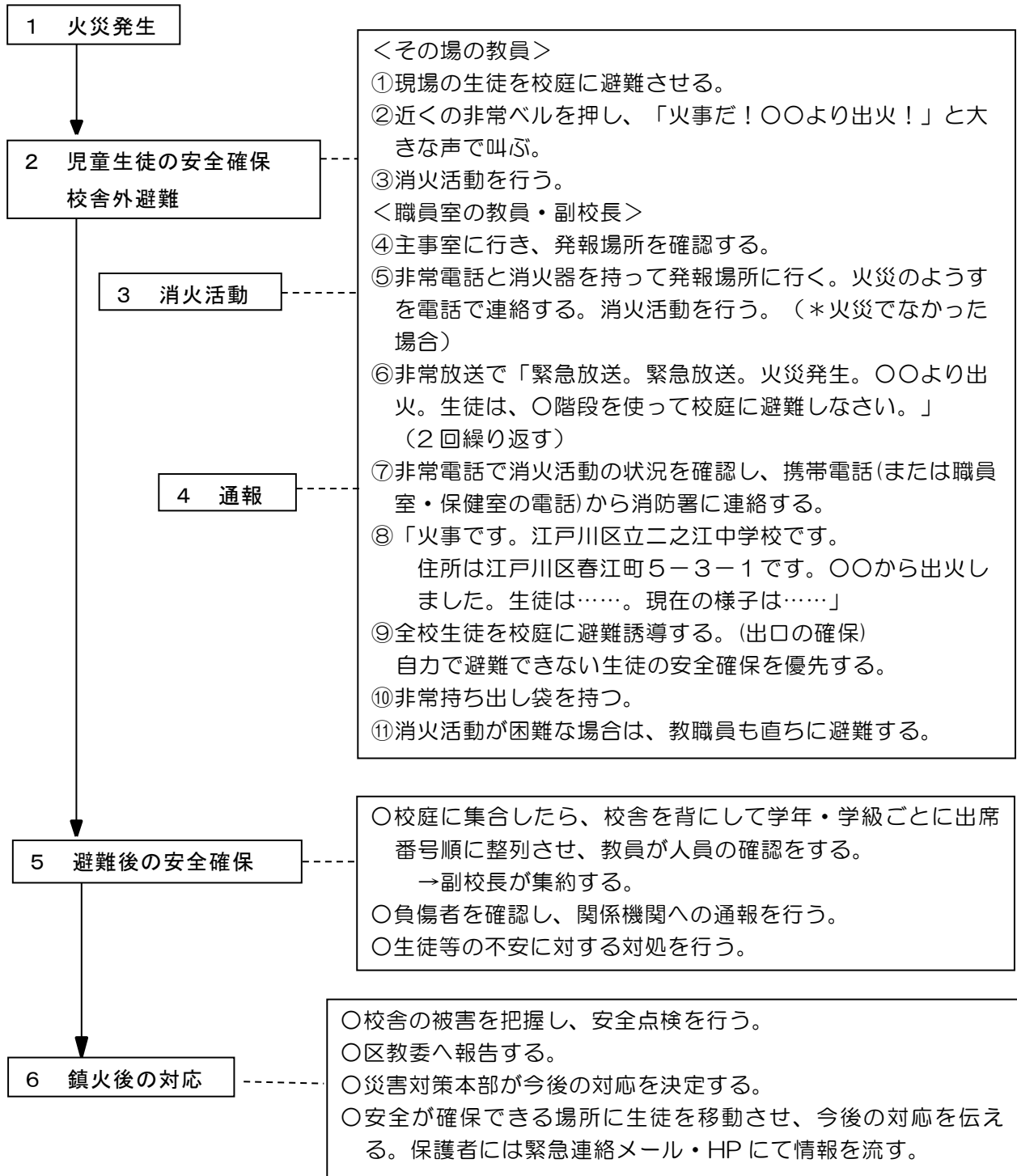
- (1) 火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通過して移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並び。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

B 火災対応

火災発生時の基本的対応要領



* 火災でなかった場合

非常ベルが間違っって押された場合には、

主事室の警報盤横のマニュアルにより復旧作業を行う。

◎ 留意事項

0. 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導している時）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。（待たせない）
- (3) 最後のクラスが避難したら、担当者が防火扉を閉める。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして(火を見せない)、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
* 少人数指導の場合もクラスごとに並ばせる。
- (2) 担任(または教科担任)が、生徒の肩を叩いて点呼を行い、その場にしゃがませる。
- (3) 担任(または教科担任)は、確認票に不在生徒の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」
* 「欠席」とは、その時点での不在生徒のこと。(欠席・早退・遅刻・公欠を含む)
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していない時）… 生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2. 避難中

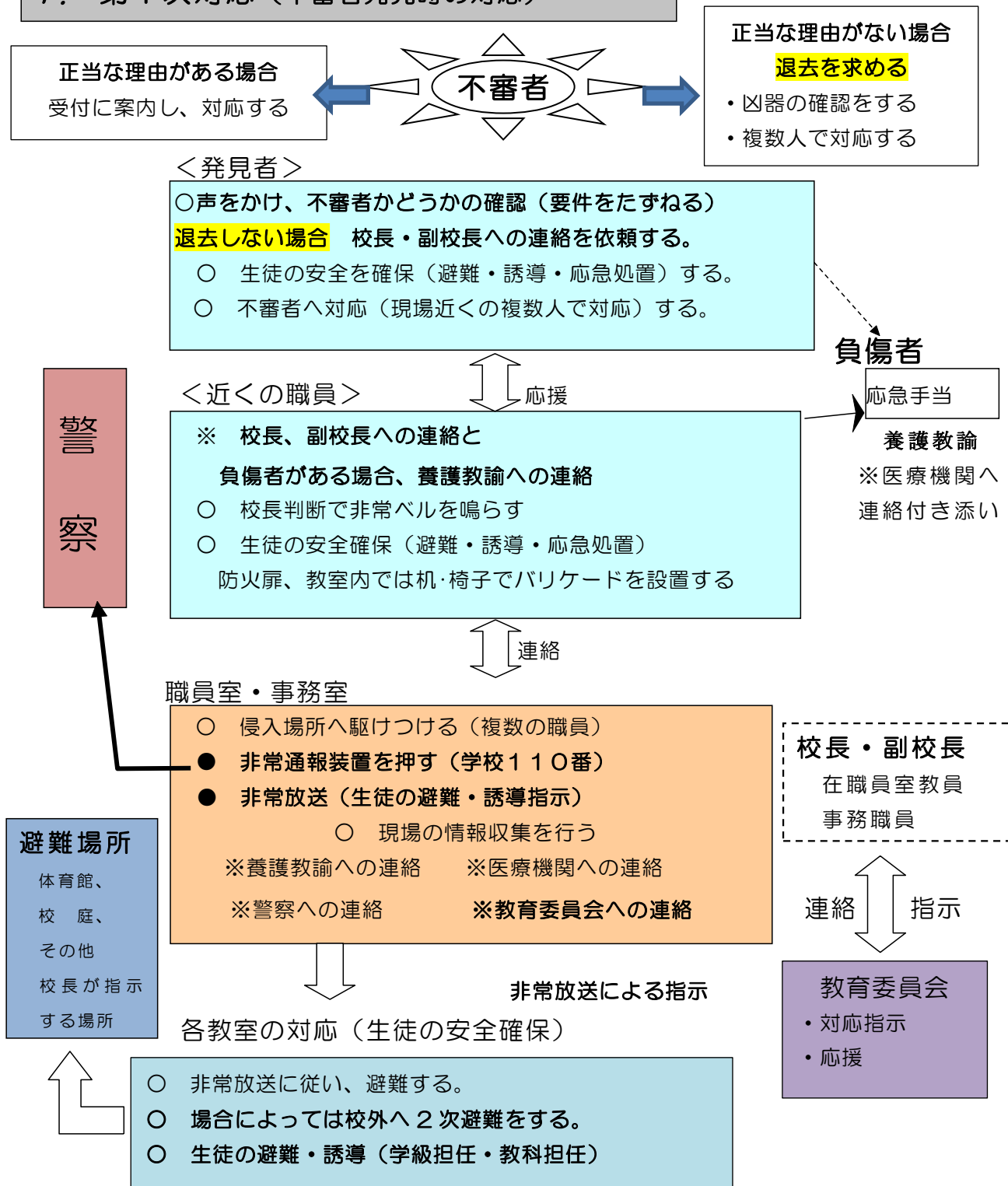
- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

C 不審者対応

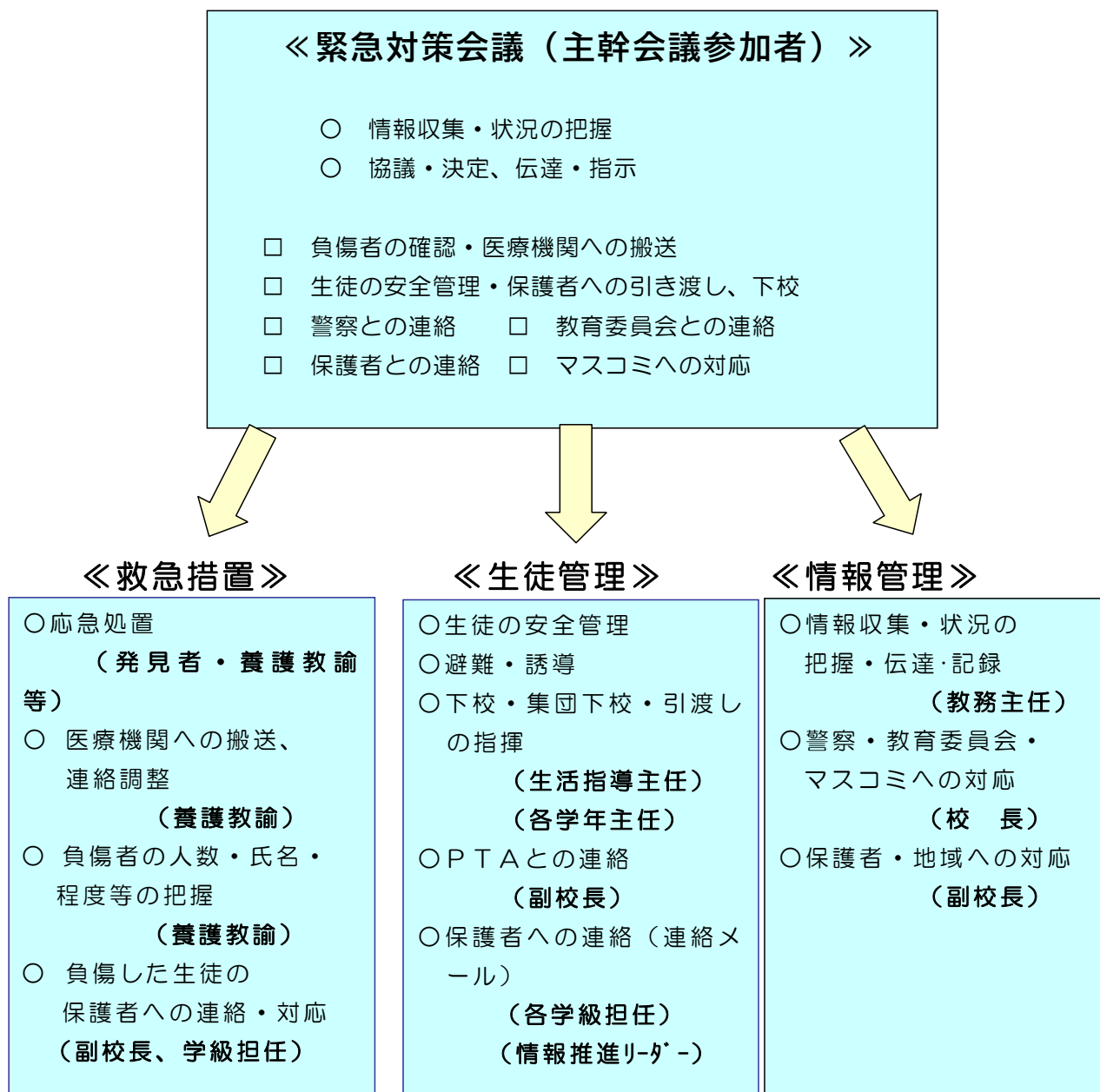
1. 第1次対応（不審者発見時の対応）



※警察への通報

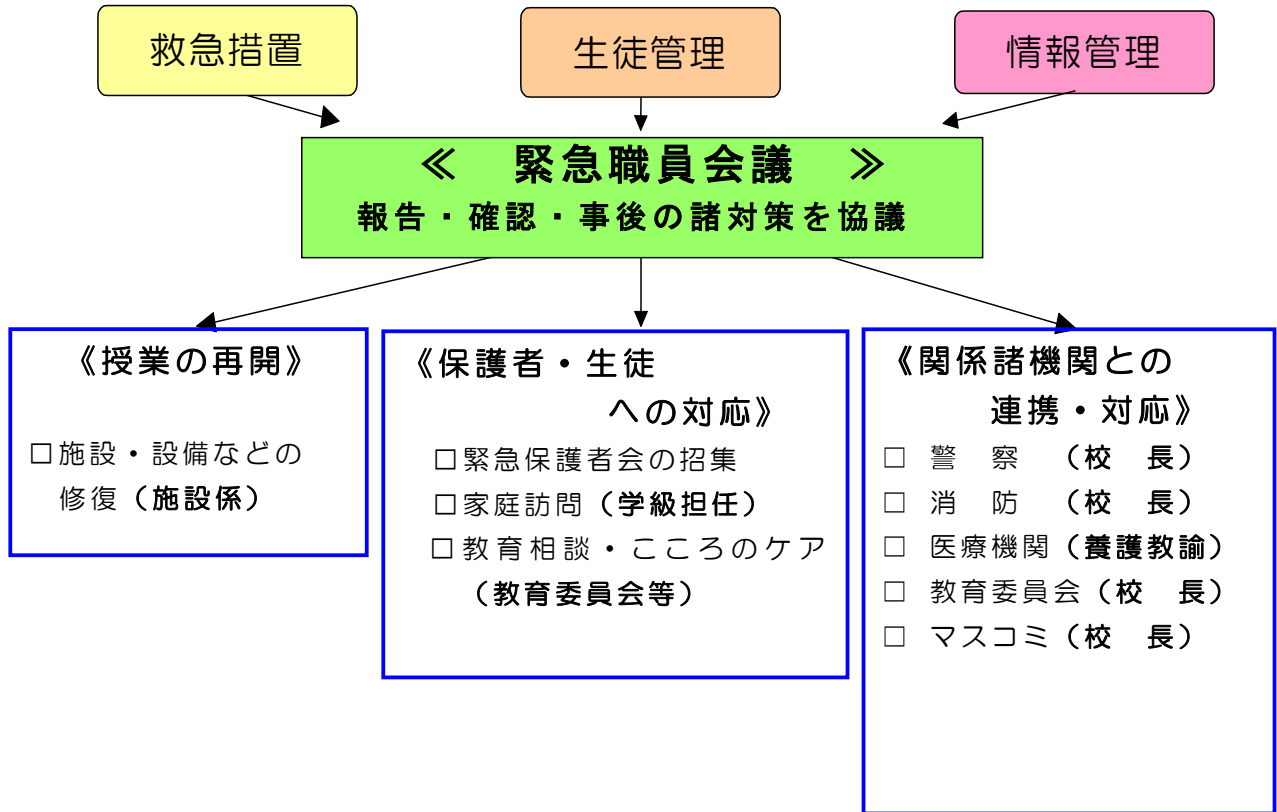
通常は、葛西警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

2. 第2次対応（事件直後の対応）



※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



4. 生徒の避難誘導

1 教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留生徒の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授 業 中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休 み 時 間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、生徒の避難・誘導にあたる。

5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

生徒の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担当	主な役割
総指揮	校長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報 連絡	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、 校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
	教務主任	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難 誘導	生活指導主任	生徒の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	生徒の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の生徒の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	副担任	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、生徒の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

6. その他の対応〈緊急時の連絡体制〉

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、生徒の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

緊急通報マニュアル

1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎「110」または「3687-0110(葛西警察署)」

「不審者が侵入しています。」
「江戸川区立二之江中学校です。」
「住所は江戸川区春江町 5-3-1」
「電話番号は、03-3686-2281」
「状況は_____、不審者の状況は_____、
刃物等は_____、けが人は_____名、

2. 救急車を要請する場合

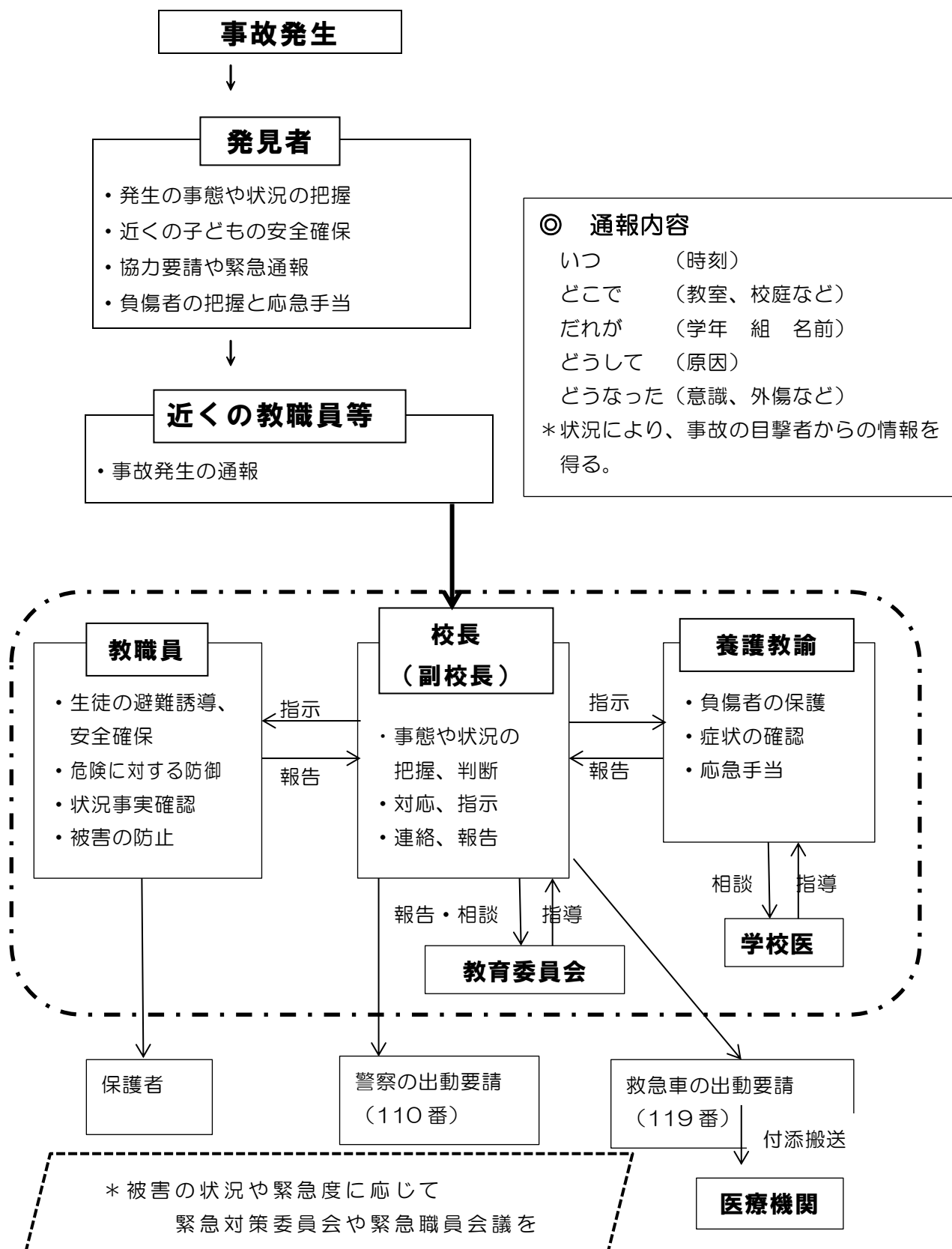
◎「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」
「救急車をお願いします。」
「江戸川区立二之江中学校です。」
「住所は江戸川区春江町 5-3-1です。」
「電話番号は、03-3686-2281です。」
「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」
「症状、けがの状態は_____」
「体育館前に救急車をお願いします。職員が誘導
します。」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

D (負傷) 事故対応

1. 事故現場での対応体制



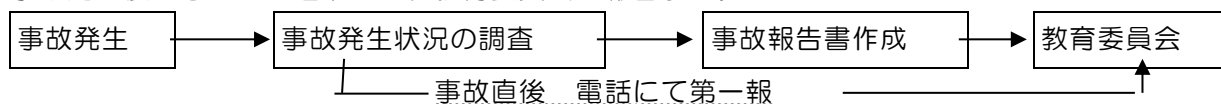
2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態や状況の把握、判断 ・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・ 防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主任 生活指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車の出動要請 ・ 警察の出動要請 ・ 保護者への連絡 ・ 教育委員会への報告 ・ 報道機関との対応 ・ 記録
避難誘導	学級担任教 科担任 学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への誘導 ・ 避難場所での安全確保
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の保護 ・ 症状の確認 ・ 応急手当 ・ 健康状態の把握 ・ 心のケア

3. 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般生徒への指導

- 一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- 事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもある の
で、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説 明の
場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝 わるよ
うにする。

緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・ 「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立二之江中学校です。」

「住所は江戸川区春江町 5-3-1 です。」

「電話番号は、03-3686-2281です。」

「けが人(病人)は 中学〇年生、男子、(けがの起きた状況)」

「症状、けがの状態は _____」

「救急車は体育館前をお願いします。職員が誘導します。」

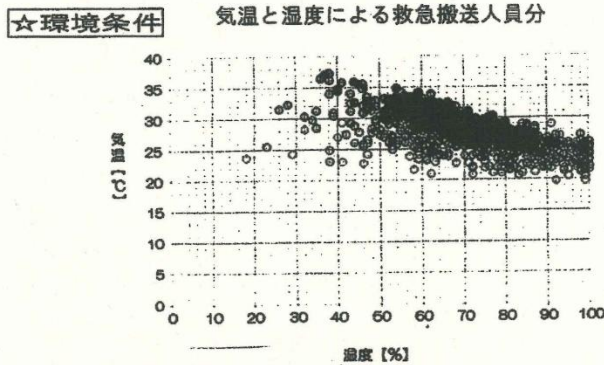
正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

E 熱中症対応

江戸川区立二之江中学校

熱中症の対応について

これから本格的な暑さがやってきます。熱中症は適切な予防措置により防ぐことができます。(防がなければなりません。)熱中症の発生には環境の条件、運動(活動)の条件、個人の条件が関係してきます。



東京消防庁管内でH28年6～9月までの4ヶ月の間で救急搬送され、熱中症と診断された方は2,819人。昨年は猛暑日が少なかったためと思われる。

気温34℃で湿度50%から、気温24℃で湿度88%の範囲で救急搬送が多く分布していることがわかる。

備考)赤色が濃いほど救急搬送人員が多い。

図5 救急要請時の気温と湿度(平成24年6月～9月)

表3-1 熱中症予防のための運動指針

WBGT (°C)	対球温 (°C)	乾球温 (°C)	熱中症予防のための運動指針	
			運動は原則中止	特別の場合以外は中止。
31	27	35	激運動・持久走は避ける。積極的に休息をとり、水分補給。体力のない者、暑さに慣れていない者は運動中止。	
28	24	31	警戒 積極的に休息	積極的に休息をとり、水分補給。激しい運動では、30分おきぐらいに休息。
25	21	28	注意 積極的水分補給	死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意。運動の合間に水分補給。
21	18	24	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を行う。市民マラソンなどではこの条件でも要注意。

(日本体育協会、1994より抜粋)

WBGTが28℃を超えると熱中症が急増します。

上記のとおり日本体育協会より示されている「熱中症予防のための運動指針」を参考に、夏期の活動において以下のように対応ください。

- *活動する際には、活動場所の環境(温度、湿度)をこまめに確認してください。
- ・気温28℃で湿度65%を超えたら、生徒の健康状態を確認し、活動内容を検討する。
- ・気温31℃で湿度55%を超えたら激しい運動を避ける。体力、運動能力の差によっては活動を自粛させる。
- ・気温35℃で湿度50%を超えたら原則活動中止する。

⇒ 活動を再開する場合は生徒の健康状態を確認してください

(室内の活動場合は、必要に応じて扇風機等を使い室温をさげる努力をしてください。屋外の活動では光化学スモッグ注意報にも十分ご注意ください。)

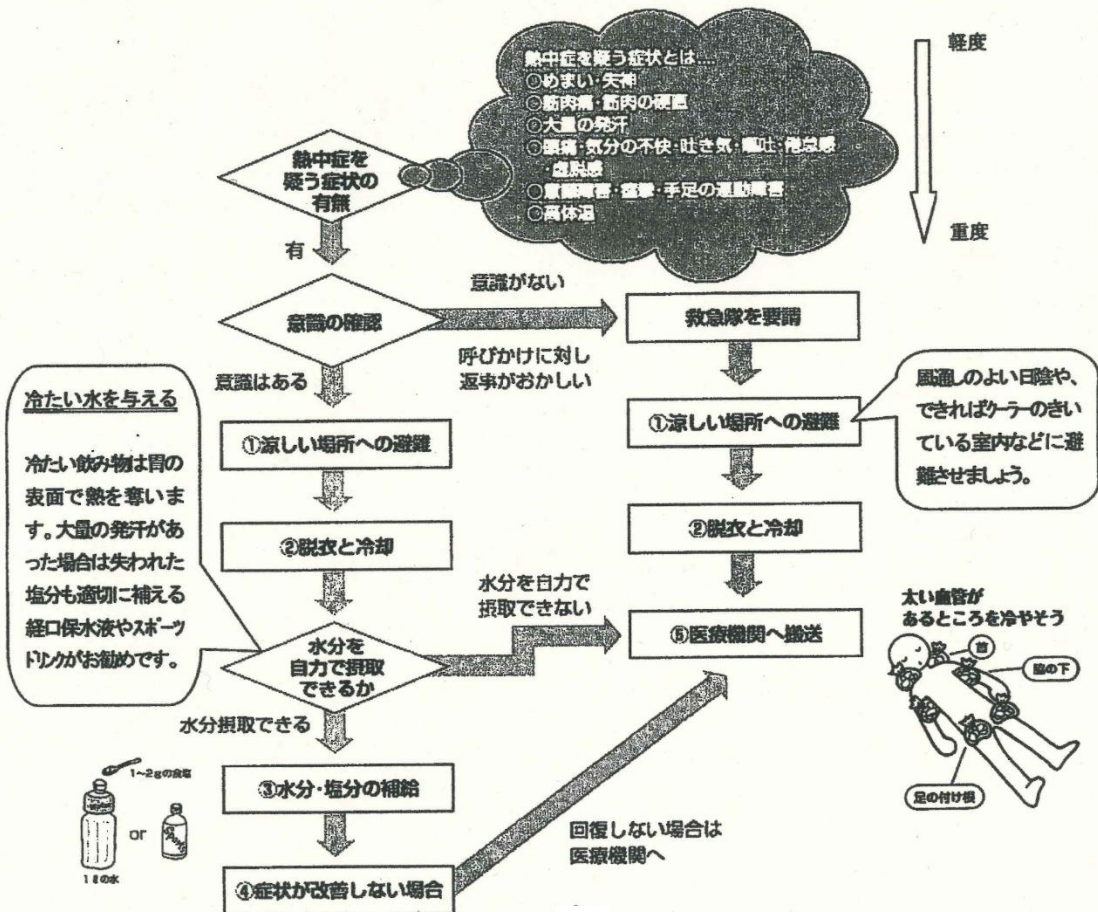
☆運動(活動)の条件

- *暑さに徐々にならず。(活動時間、気温等考慮した活動内容を計画してください)
- *計画的な休憩・水分補給をとらせる。(活動量、活動内容に応じ積極的に行う)
- *服装に注意する。
(服装は軽装とし通気性のよい素材のものが好ましい。運動時に使用する保護具などは休憩時にははずすか、緩めるなどして熱を逃がすようにしてください)

☆個人の条件

- *個人の条件や体調を考慮する。
体力のない人や肥満傾向のある人、暑さになれていない人は熱中症になりやすい。生徒の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い時は活動をさせない。(朝食抜きはないか、睡眠不足はないか等も確認してください。)

〈熱中症の症状と対応〉 具合が悪くなったら早めに措置をとる



熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①不具合になるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか （ ）時間
- ・活動内容
 （ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
 帽子 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点として何か気づいたか

②不具合になった時の状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渴感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腰筋のこむら返り（痛い） 無 有
- ・体温 （ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回・分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回・分
- ・意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか 日前 週間前 ヶ月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有
- ・二日酔い 無 有

④その他

- ・身長・体重 （ cm, kg）
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでに病気をしたことがあるか【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
 （ ）
- ・現在服用中の薬はあるか
 （ ）
- ・酒やタバコの習慣はあるか
 （ ）

F アレルギー対応

平成30年2月策定

二之江中学校 アレルギー緊急時対応マニュアル

参考資料

東京都教育委員会 平成25年7月（平成29年3月改定）

「アレルギー緊急時対応マニュアル」

生徒が、下記の状態である場合（可能性を含む）には
本マニュアルに沿って対応する。

- ①アレルギー症状がある。
- ②原因食品を食べた。
- ③原因食品に触れた。

アレルギー症状			
緊急性の高いアレルギー症状	全身の症状 <ul style="list-style-type: none">・意識がない・意識もうろう・ぐったり・尿、便を漏らす・脈が触れにくい・唇や爪が青白い	呼吸器の症状 <ul style="list-style-type: none">・声がかすれる・犬が吠えるような咳・喉や胸が締め付けられる・息がしにくい・持続する強いせき込み・ゼーゼーする呼吸	消化器の症状 <ul style="list-style-type: none">・持続する強いお腹の痛み（我慢できないほど）・繰り返し吐き続ける
	皮膚の症状 <ul style="list-style-type: none">・かゆみ・じんましん・赤くなる	顔面・目・口・鼻の症状 <ul style="list-style-type: none">・顔面の腫れ・口の中の違和感、唇の腫れ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり	

発見者

- ①生徒から目を離さない。
- ②助けを呼ぶ。【教職員・校長（副校長）・養護教諭】
「〇〇さんのアレルギー対応を〇〇（場所）でしています。
すぐに来てください。」と明確に伝えるように指示する。
- ③本人の鞆・AEDを持ってくるように指示する。

用意するもの

- ①本人の鞆（教室前廊下、鞆棚左上、氏名表示）
エピペン・内服薬が入っている。
- ③AED（主事室入ってすぐ左）
- ④アレルギー対応緊急マニュアル
（生徒写真の引出奥）
- ⑤アレルギー生徒情報ファイル
（生徒写真の引出奥）

反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。

心肺蘇生とAEDの手順

- ①肩をたたいて大声で呼びかける。
→反応なし
- ②119番に通報、AEDを持ってくる。
- ③呼吸の確認（10秒以内で実施）
→普段どおりの呼吸をしていない
- ④胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返す
- ⑤AEDが到着次第、装着しAEDのメッセージに従う。

緊急性の高いアレルギー症状の場合は

- ①ただちにエピペンを使用する。
 - ②救急車を要請する。
 - ③その場で安静にさせ、救急隊を待つ。
 - ④可能なら内服薬を飲ませる。
- エピペンをうち 10～15 分後に症状の改善が見られなければ、次のエピペンを使用する。
(2本以上持っている場合)

エピペン所持

緊急性の高いアレルギー症状がない場合は

- ①内服薬を飲ませる。
- ②保健室または、安静にできる場所へ移動する。
- ③5分ごとに症状を観察し、症状チェックシートに従い判断する。
- ④緊急性の高いアレルギー症状の出現に注意する。

駆けつけた教職員は下記のとおり、役割分担し対応する。

教職員

教職員 A (準備係) → 症状チェックシートを使用する。

- ①アレルギー緊急時対応マニュアル (二之江中学校)
アレルギー生徒情報ファイル
を持ち、すぐに対応場所に駆けつける。
(保管場所：生徒写真の引出奥)
- ②エピペン・内服薬・AEDの確認、準備をする。
- ③エピペンの使用、介助を行う。

教職員 B (連絡係) → 救急要請のポイントを使用する。

- ①校長 (副校長)、養護教諭未到着の場合は呼びに行く。
- ②救急車を要請する。
- ③保護者へ連絡する。
- ④校内放送で人を集める。
「アレルギー対応です。教職員は〇〇へ集合してください。※繰り返す」

教職員 C (記録係) → 記録用紙を使用する。

- ①観察を開始した時刻を記録
- ②エピペンを使用した時刻を記録
- ③内服薬を飲んだ時刻を記録
- ④5分ごとに症状を記録

他の教職員 (その他)

- ①他の生徒への対応 (教室内で対応しているときは他の教室へ誘導する。)
- ②救急車の誘導
- ③エピペンの使用または解除
- ④心肺蘇生や AED の使用

校長 (副校長)

- ①現場に到着次第、リーダーとなる。
- ②エピペンの使用、介助を行う。

症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**ただちに救急車で
医療機関へ搬送**

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

**速やかに
医療機関を受診**

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

**安静にし、
注意深く経過観察**

記録用紙 (緊急時対応記録)

生徒名					
記録者名					
食べた (触れた) 時刻		月	日	/	時 分
食べた (触れた) 状況		食べたもの () 量 ()			
処 置	緊急時処方薬	時 分			
	エピペン使用	時 分			
	その他				
救急車	連絡時刻	時	分	到着時刻	時 分
医療機関		時	分		時 分
保護者		時	分		
経 過	時刻	内容			
	時 分				
その他					

救急要請のポイント

① 119番にかける。

② 救急です。

③ 江戸川区春江町5-3-1
江戸川区立二之江中学校です。

④ 中学 ○ 年の

生徒が

原因と思われる食材 を食べて

生徒の状態 な状況です。

服薬は 処方薬飲んだか・飲めないか・ないか です。

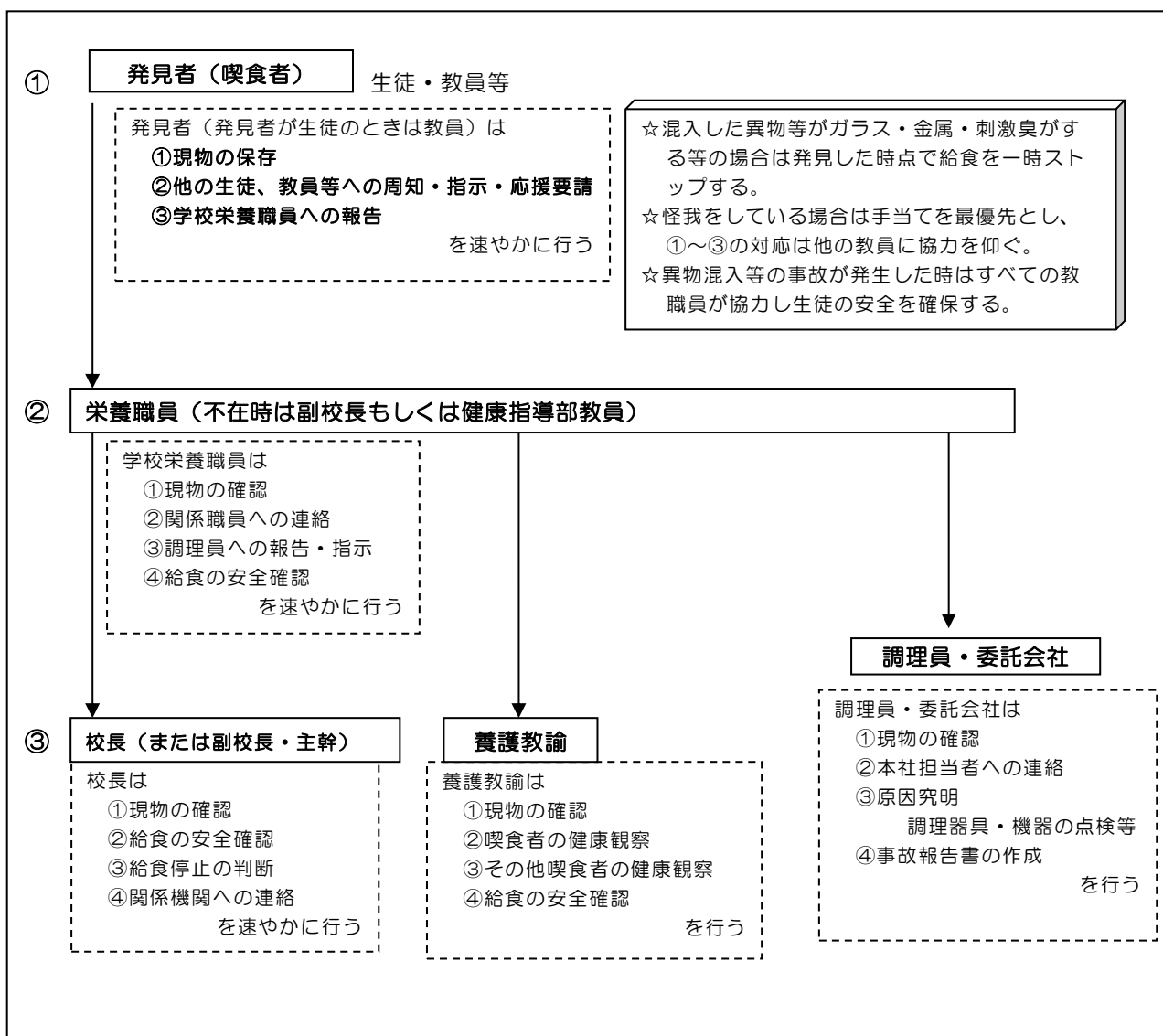
エピペンは 使用したか・ないか です。

⑤ 私の名前は _____ です。

連絡先は 03 - 3686 - 2281 です。

G 異物混入時の対応

学校給食における異物混入時の対応マニュアル



保護者への対応

- ① 必要に応じて保護者全員に対し異物混入の事実経過を文書で報告する。（必要があれば保護者会を開催）
- ② 給食が中止または一部中止のときは、早急に保護者全員へ連絡する。
- ③ 異物を発見するなど被害にあった生徒および保護者へは経過を含め、電話等で謝罪と状況説明を行う。

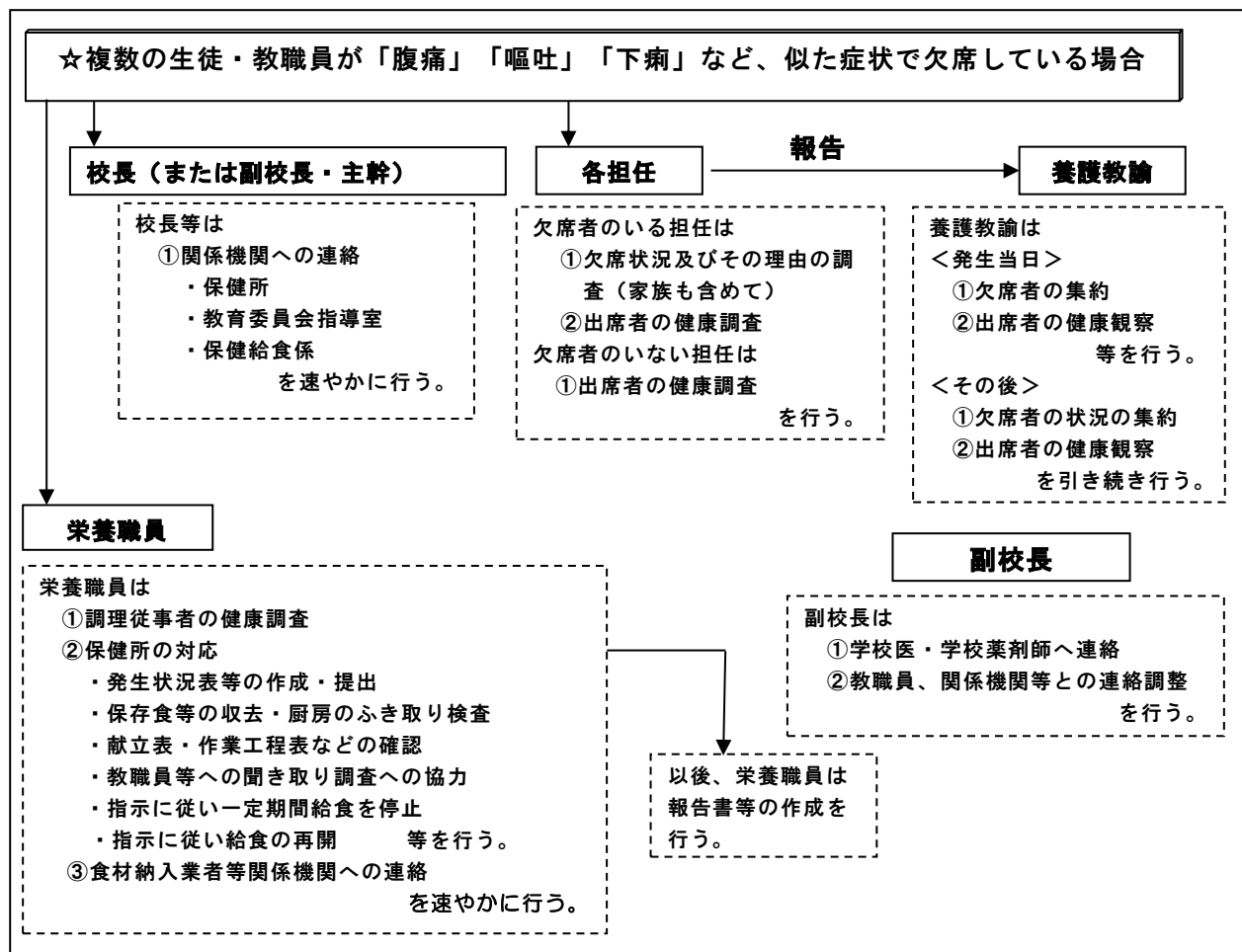
その他、関係機関への対応

- ① 必要に応じて学務課給食保健係へ連絡 TEL03-3686-5261
- ② 給食保健係の指示のもと関係機関等への連絡、報告書作成等を実施する。
- ③ 混入した異物が、明らかに給食調理室内のものとは考えにくい場合で怪我等につながる場合（釘・針・刺激臭がする等）は、給食保健係の指示を受けた上で、必要に応じて管轄保健所に連絡する。
江戸川保健所 TEL03-3658-3177

H 食中毒発生時の対応

学校給食における食中毒発生時の対応マニュアル

激しい腹痛・嘔吐・下痢などの症状が現れたときに、病院で診察を受けた診察の結果、食中毒が疑われた場合は、病院から保健所へ連絡がいきます。



保護者への対応

- ①被害にあった生徒の保護者へは経過を含め、電話等で謝罪と状況説明を行い、できるだけ早くお見舞いに行く。
- ②給食が中止のときは、早急に保護者全員へ連絡する。（食中毒の場合は約1週間の給食停止処分となります）
- ③必要に応じて保護者全員に対し食中毒発生の実態経過を文書で報告する。
（必要があれば保護者会を開催、必要に応じて保健所へ出席を依頼する。）

緊急連絡先一覧

- | | |
|------------|----------------------------|
| ①教育指導課指導主事 | TEL 03-5662-1634 |
| ②学務課給食保健係 | TEL 03-3686-5261 |
| ③江戸川保健所 | TEL 03-3658-3177 |
| ④学校医 | TEL 03-3869-1773 持丸 博 |
| ⑤学校薬剤師 | TEL 03-5661-2585 早瀬 裕子 |
| ⑥委託業者 | TEL 03-5414-3371 協立給食(株)本社 |